

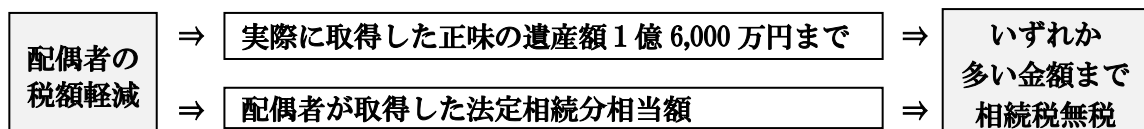
配偶者が財産を相続したときの

1億6千万円の無税とは？

Q 夫が死亡して妻が遺産を相続した場合、1億6千万円までは税金（相続税）がかからないと聞きました。概要を教えてください。

A 夫に対する功勞、妻の老後の生活保障のためなどを理由に相続税法上、配偶者に対する相続税の軽減があります。この制度では、夫から妻へ遺産が相続された場合（妻から夫へも含みます）次のいずれか多い金額までの遺産には相続税がかかりません。

▶ 配偶者の相続税の税額軽減は？（遺産をもらった配偶者が相続税の申告書の提出が要件です）



よって、何億円の遺産をもらっても法定相続分（民法の規定による取り分）までの遺産は相続税は無税ということです。

※（1）仮装または隠ぺいされていた財産は税額軽減の対象になりません。

（2）遺産は遺言書により取得しても遺産分割協議により取得した場合も適用があります。

（3）実務においては、一次相続（ご主人の相続）と二次相続（奥様の相続）の相続税の試算をしてこの規定の適用を検討します。

▶ 配偶者の法定相続分とは？（法定相続分とは財産をもらうことのできる権利の割合です）

配偶者の法定相続分は次のとおりです。なお遺産分割協議により相続人全員が承諾すれば自由に遺産分けをすることができます。（たとえば全遺産を配偶者が取得することもできます）

相続人	配偶者の法定相続分
① 配偶者と子	1/2
② 配偶者と親	2/3
③ 配偶者と兄弟姉妹	3/4

配偶者は戸籍上の入籍手続きをしていることが必要です。なお、婚姻期間の長短にかかわらず配偶者の税額軽減は適用されます。

この配偶者の税額軽減は、相続税の申告期限までに遺産の分割協議が決まっている必要があります。

申告期限までに配偶者の相続分が決まらないときは、未分割のまま期限内に申告納付して分割が3年以内に決まったときに、更正の請求ができます。

※（1）更正の請求とは先に提出した相続税の申告書で相続税を余分に申告しており、相続税の払い戻しを請求することをいいます。

（2）この配偶者の相続税の税額軽減は、期限内申告、期限後申告、そして修正申告、更正の請求でも適用が受けられます。

**（ワンポイントアドバイス） 配偶者は遺産1億6千万円までは
相続税無税！**